|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | | **１** | | **物　件　明　細** | | | | | | |
| 所 在 地  （住居表示） | | | | 高槻市須賀町1044番  （高槻市須賀町21番街区） | | | | | | |
| 交通機関 | | | | 阪急京都線　高槻市駅　南東　約3.0kｍ  高槻市営バス　大冠校前バス停　南東　約230ｍ | | | | | | |
| 最低売却価格 | | | | ８，５００，０００円 | | | | | | |
| 面　　　積 | | | | 登記：741㎡　　実測：741.44㎡ | | | | 登記地目 | | 雑種地 |
| 接面道路の  状　　　況 | | | 西側：市道・現況幅員約5.0ｍ　　　　　・舗装有（一部）・高低差無・歩道無  南側：市道・現況幅員約5.0ｍ　　　　　・舗装無　　　 ・高低差無・歩道無 | | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | | 市街化調整区域 | | | | | | | |
| 用途地域 | | ― | | | | | |
| 地域地区 | | ― | | | | | |
| 建ぺい率 | | 60％ | | 容積率 | | 200％ | |
| その他の  法令等 | | 建築基準法（22条防火区域、日影規制４ｍ／４－2.5時間）  景観法　　（景観計画区域） | | | | | | | |
| 私道の負担等に  関する事項 | | | 負担の有無 | | 無 | | | | | |
| 負担の内容 | | ― | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | 区　分 | | 配管等の状況 | | | 照会先及び電話番号 | | | | |
| 公営水道 | | 東側市道内　有 | | | 高槻市　水道部　管路整備課　給水チーム  072-674-7945 | | | | |
| 電　　　気 | | 東側市道内　有 | | | 関西電力送配電㈱　コンタクトセンター  0800-777-3081 | | | | |
| 都市ガス | | 東側市道内　有 | | | 大阪ガス㈱　導管情報センター  06-6202-2141 | | | | |
| 公共下水道 | | 東側市道内　有 | | | 高槻市　都市創造部　下水河川企画課  072-674-7432 | | | | |
| 工　作　物 | | | 防草シート等 | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 【特記事項】  １　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。  ２　本地は市街化調整区域内に所在するため、開発行為及び建築行為等について制限があります。  　　また、本地東側市道は建築基準法第42条第２項道路ですが、本地と同道路の間に高槻市有地の法面を介在するため、直接は接していません。本地西側及び南側の市道は、建築基準法の非該当道路です。  これらの土地利用については、事前に高槻市に確認してください。  （お問い合わせ先：高槻市コールセンター　電話　072-674-7111）  ３　本地は昭和11年に公用を廃止した河川堤防敷ですが、その埋立･造成内容等については不明です。  　その後、本地は令和３年２月まで耕作地として使用されており、本地北側には小屋がありました。小屋は撤去済みです。  ４　令和３年５月に行った地下埋設物の試掘調査の結果、本地北側にあった小屋の辺りから絨毯が確認されており、調査範囲で確認できた絨毯は撤去しています。  試掘調査の結果については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  　　（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9184）  ５　本地東側法面上に法面を支える設置者、所有者不明の板及び金属パイプを一部存置しています。撤去する場合は市道に影響が出ないようにしてください。  　　（お問い合わせ先：高槻市都市創造部道路課　電話　072-674-7534）  ６　土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  　　（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9184）  ７　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。  ８　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りでありません。 |